

第5回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 議事録

日時 平成29年12月15日(金) 10:00～11:00

場所 江別市民会館2階21号室

出席者：【委員】今井委員長、石井委員、白川委員、菅原委員、那須野委員、工藤委員、小西委員、小林委員、
谷藤委員、松本委員、山本委員

※欠席：中川副委員長、岩城委員

【市】真屋部長、三上次長、白石室長、四條課長、本多課長、宮崎係長、河崎係長、永利主査

【委託業者】(株)サーベイリサーチセンター 石橋主任研究員

1. 開会

2. 議事

(1) 第5期障がい福祉計画(平成30年度～32年度)及び第1期障がい児福祉計画
(平成30年～32年度)の案について

(2) パブリックコメントの実施について

3. その他

4. 閉会

本多課長： 皆様お揃いになりましたので、これより「第5回江別市障がい福祉計画等策定委員会」を開会させていただきます。

本日の出席委員は13名中11名で、半数以上が出席しております。委員会要綱第5条第3項の規定により、本日の委員会は有効に成立しておりますことを申し添えます。

まず、資料の確認をさせていただきます。事前に送付した資料として、資料1「障がい者支援・えべつ21プラン」の冊子がございます。次に、資料2「第4回策定委員会以降の計画案の修正部分について」がございます。以上が事前配付資料でございます。

当日配付資料は、「次第」、当日配付資料1「パブリックコメントの実施について」、当日配付資料2「江別版「生涯活躍のまち」構想の概要について」を配付しております。以上でございます。資料はよろしいでしょうか。

この後の進行につきましては、今井委員長にお願いいたします。

委員長： 皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしく申し上げます。

まず、傍聴希望の方が2名いらっしゃいますので、入室を許可したいと思います。

(傍聴者入室)

今日は、前回の策定委員会で皆様から出していただいた意見に基づき修正した計画案がございます。市民の皆様意見を集める「パブリックコメント」を実施するための案を確定することを第一の目的に開催いたします。委員の皆様、どうぞよろしく申し上げます。

それでは早速、議事に入ります。

次第2の議事、(1)第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の案について事務局から説明をお願いいたします。

本多課長： まず、前回の策定委員会後に計画の素案について、市議会の生活福祉常任委員会及び庁内の関係部局にも意見を求めました。その結果、修正した部分について私から説明させていただきます。

1点目、生活福祉常任委員会での意見として、資料1の22ページ(2)福祉施設から一般就労への移行についてですが、一番上の表の備考欄にあります「平成24年度において福祉施設(福祉的就労施設等)を退所し」の記載について、修正前は「カッコ書き()」がなかったため、福祉施設とはどういったものを指すのか曖昧でございました。わかりやすくした方がいいとの指摘により、「(福祉的就労施設等)」を付け加えております。下段の備考欄についても同様でございます。以上、常任委員会での指摘による修正でございます。

2点目、当日配付資料2をご覧くださいながら説明させていただきます。庁内の関係部局に意見を求めた際に、企画政策部から江別版「生涯活躍のまち」構想が本計画と関連が深いので、構想との関係性を明示するように求められたところでございます。つきましては、江別版「生涯活躍のまち」構想について簡単にご説明した後、修正した箇所と考え方について説明させていただきます。

当日配付資料2「江別版「生涯活躍のまち」構想の概要について」をご覧ください。この構想は本年3月に取りまとめられたもので、コンセプトにございますように「①江別市民が生涯にわたって安心した生活」を、「②若年層や障がい者など多様な主体との交流」によって持続的に、「③大学などの社会資源を活用」して、まちづくりをしていく構想でございます。

構想では、札幌盲学校跡地に誘致活動が行われております道立高等養護学校の余剰地を活用し、拠点地域における具体例の①～⑥にありますような、地域交流拠点施設での障がい者の就労、高齢者の住まいあるいは道立高等養護学校の生徒と高齢者の交流などによる拠点地域を整

備し、大麻地区へ展開し、さらには当市全体へ波及させていくといった構想でございます。

資料の裏面には、拠点地域のイメージ、下段には当市全体への波及につながる展開イメージを記載しております。この構想と障がい福祉計画が具体的に関係するのは、障がい者の就労、住まいの場としての障がい者のグループホーム、高等養護学校に在学あるいは卒業した障がい児についてでございます。基本的には、障がい者の就労支援、グループホームの整備、障がい児の進学や就労支援は、既に盛り込んだ上で目標値や見込み量を推計していたところでございます。

次に、企画政策部と協議していく中で、もう少しわかりやすく明示するために計画案を修正した箇所を説明いたします。

1 箇所目、資料1、3ページの本文の下から3行目でございます。「多世代や障がいのある方など多様な主体が生涯にわたって安心して生活できるまちづくりを目指す江別版「生涯活躍のまち」構想との整合や連携を図ることとしています。」に加え、計画の位置づけのところに構想との整合や連携を図っていることを明記いたしました。

2 箇所目、44ページの本文の下から5行目から6行目でございます。「また、江別版「生涯活躍のまち」構想の推進などにより、住み慣れた地域での訓練や就労などについて、在学中から切れ目のない支援に努めます。」という部分を加えております。就労支援については、卒業後に就労を希望する児童について関係機関と連携しながら支援を進めていくことを改めて明記しております。

高等養護学校の誘致については、後ほどご説明いたしますが、団体ヒアリングの結果の部分でも追加をしております。別日程で実施しました江別市特別支援学級親の会のヒアリングにて、高等養護学校の誘致というご意見がありましたので、それも盛り込んでおります。

私からの修正の説明は以上でございます。この後、担当からその他の修正箇所についてご説明いたします。

委員長： それでは、お願いします。

永利主査： お手元にお配りしております計画案の主な修正点について、ご説明させていただきます。

資料1「障がい者支援・えべつ21プラン」及び資料2「第4回策定委員会以降の計画（案）の修正部分について」をご覧ください。

主な修正点の1番、目次、7ページ、17ページについてでございます。目次をご覧いただきたいのですが、前回の委員会の内容を受けて変更した点でございます。第2章の構成は節が1つでしたが、障がい者の人数や推移に関するものとそれ以外のものに分け、それに合わせて第2章の章題を「障がいのある方の現状」とし、「1. 障がい児・者数」、「2. 障がい児・者を取り巻く状況」に変更しております。

なお、“章”を使用することについては、前回の委員会後に事務局で検討させていただきましたが、当該計画と関連性の高い「高齢者総合計画」や「子ども・子育て支援事業計画」も“章”を使用していることや、市民の方々にとってわかりやすさが重要であると考え、大きな構成の変更は行わず、“章立て”の構成としております。

続いて2番、1ページをご覧ください。前回の委員会の内容を受けて変更した点でございます。「障害者基本法」、「障害者総合支援法」、「難病医療法」、「発達障害者支援法」、「障害者差別解消法」、「児童福祉法」の各法律の名称の後に成立年と法番号を追加しております。

続いて3番、2ページをご覧ください。事務局による追加及び図の移動でございます。「障害者差別解消法」の3段目に「事業者の努力義務」を追加しております。また、「発達障害者

支援法」の欄に「職場定着の支援」という言葉がありましたが、「就労の支援」に修正しております。

続いて4番、3ページをご覧ください。3ページは事務局の修正でございます。先ほどご説明しました、江別版「生涯活躍のまち」構想に基づく文言の修正を行っております。

また、5ページにございました障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の図を3ページの下段に移動しております。移動した図は各計画についての説明であり、計画の位置づけについて記載している3ページに掲載の方がわかりやすいと判断したため、図を移動したものでございます。

続いて5番、4ページ及び6ページでございます。事務局の文言の修正となっております。修正部分については、資料2をご参照ください。

続いて6番、7ページ以降についてでございます。前回の委員会後に提出された意見書にてご指摘があった部分を修正しております。修正部分については、資料2をご参照ください。

続いて7番、22ページについてでございます。先程ご説明しました生活福祉常任委員会にて指摘を受け修正した部分でございます。修正部分については、資料2をご参照ください。

続いて8番、23ページをご覧ください。③就労移行支援事業者ごとの就労移行率についてでございます。北海道からデータ提供を受けた結果に基づき文言を修正しております。修正の内容は、「平成27年度末の実績は2箇所、平成28年度末の実績は1箇所となっております、目標値に近づいています。」としております。

続いて9番、28ページでございます。前回の委員会の内容を受け、表の文言を17歳に変更しております。

続いて10番、36ページをご覧ください。こちらは、委員の皆様には初めてご覧いただく部分でございます。江別市自立支援協議会へのヒアリング結果を追加しております。ヒアリングを実施した時期は、後段の障がい福祉に係る関係団体よりも前に実施しております。ヒアリングの結果を受けた課題の整理等につきましては、既に自立支援協議会へのヒアリングの結果を含めて整理した課題となっておりますので、ヒアリング結果の詳細についてのみ改めて追加しております。

続いて11番、37ページの障がい福祉に係る関係団体をご覧ください。団体ヒアリングの結果を追加しております。前回の委員会では、名称の掲載が間に合わなかった「江別市精神障害者回復者クラブ江別空色クラブ」の名称を追加しております。また、ヒアリングが未実施だった「江別市特別支援学級親の会」のヒアリング結果について、追加しております。挙げられた課題等につきましては、他の団体の結果と概ね同じ内容となっております。追加部分についてのみご説明させていただきます。

37ページ下段の「生活環境の整備と生活支援」について、「日曜日に利用できる事業所や放課後等デイサービス事業所の拡充」という意見を追加しております。

続いて38ページ、「雇用や就労について」は、「一般就労可能な企業等の拡充」を追加しております。

続いて、「障がいへの理解や交流」について、「ヘルプマーク、ヘルプカードの普及」及び「市民の障がいに対する理解の促進」を加えております。

また、「教育・保育」については、江別市特別支援学級親の会のヒアリング結果を受けて追加した項目となっております。「学校の支援体制の充実」、「特別支援保育での手厚い支援を評価」、「市内又は近郊に高等養護学校の設置を希望」の3点を追加しております。

なお、1点修正がございます。今ご説明しました「教育・保育について」の2段目、「特別支援保育」という文言ですが、「個別支援保育」に修正をお願いいたします。

では続いて、12番、39ページをご覧ください。前回の委員会後に意見書にて委員の皆様からご意見をいただく予定だった箇所でございます。皆様から意見がございませんでしたので、事務局で文言を修正させていただいております。修正部分については、資料2をご参照ください。

続いて、13番、40ページでございます。事務局による文言の修正でございます。修正部分については、資料2をご参照ください。

続いて、14番、43ページをご覧ください。施設入所者の地域生活への移行についての表の文言を一部修正しております。事務局による修正でございます。修正部分については、資料2をご参照ください。

続いて、15番、44ページをご覧ください。福祉施設から一般就労への移行等でございます。表を一部修正しております。また、北海道からデータ提供を受けまして、表を追加しております。追加した表は、「就労移行率が3割以上の事業所の割合」及び「各年度末の職場定着率」でございます。

なお、こちらも大変申し訳ございませんが、今ご説明した内容から一部修正をお願いいたします。「就労移行率が3割以上の事業所の割合」について、上段の「実績」ですが、お手元の資料では備考欄には、「平成28年度の実績」について数値が「1箇所」と記載されてございます。こちらを「平成28年度末の市内にある就労移行支援事業所数」に修正していただき、実績の数値を「5箇所」と修正をお願いいたします。なお、この修正につきましては、基準年である平成28年度末の市内就労移行支援事業所数が5箇所であることから、目標値である平成32年度末に移行率5割以上を達成すべき事業所は3箇所であることについての表記を、よりわかりやすくするために修正をさせていただきました。

引き続き、16番、49ページをご覧ください。前回の委員会の内容を受けて変更した点でございます。「今後の取組みの方向性」は、重要な内容であることを踏まえ、表記を強調しております。

また、各ページに「サービスの量の確保のための方策」という表を追加しております。これは、策定委員会後の意見書において、方策の内容をさらに具体的に記載できないかとのご意見をいただいたため修正したものでございます。こちらも委員の皆様には初めてご覧いただく内容でございます。同様に51ページと54ページにも追加しております。

続いて、17番、52ページをご覧ください。地域生活支援事業の提供についてでございます。各事業の内容について追加で記載をしております。内容は資料2をご参照ください。

最後に18番、55ページでございます。(2)障がいに対する理解促進及び障がいのある方への配慮についてでございます。3段目に文言を追加しております。江別市特別支援学級親の会のヒアリングにて、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発への要望があったため追加した内容でございます。内容は資料2をご参照ください。

また、一覧には掲載しておりませんが、その他軽微な文言の修正を事務局にて行っております。以上で前回の策定委員会以降に修正した案の内容についての説明を終わります。

委員長：ありがとうございます。市議会常任委員会、企画政策部からの提案、そして委員の皆様のご意見を反映したものが、今回示されている案であると捉えていただければよいと思います。ただいまの事務局からの説明について、ご意見・ご質問があればお願いします。

石井委員： 前回示された計画は“素案”となっており、今回は“案”となっております。“素案”から“案”になったのはなぜでしょうか。

本多課長： 前は、策定委員の皆様には初めてお見せするという事で、案の前の段階ということから“素案”としておりました。今回は、“素案”を修正したものでございますので、“案”という形でご議論いただき、確定した“案”をもとにパブリックコメントを実施するという意味から、パブリックコメントにかける“案”ということで、“案”と表記しております。健康福祉部では、同時期に高齢者総合計画を含む4計画でパブリックコメントを実施いたします。いずれの計画につきましても、パブリックコメントに向けて“案”という形で実施することにしております。以上でございます。

石井委員： 私は、“素案”が本当に基礎的な考え方であって、“素案”から“案”に一段階下がったような印象を受けます。そのため、前回の計画が“素案”でなく“案”であって、今回の計画が“案”ではなく“素案”ということであれば、事務局のおっしゃることがわかります。私は“素案”の方が上位であると捉えており、質問いたしました。

委員長： 私は、“素案”というのはたたき台という意味合いで受け止めていて、“案”というのはたたき台を修正して確認したものという意味合いで捉えていました。よって、事務局の説明が適切ではないかと思いますが、いかがでしょうか。(委員承認)

では、既にお目通しかと思われまますので、他にご意見がありましたらお願いいたします。(特になし)

では、私から1点よろしいでしょうか。当日配付資料2、江別版「生涯活躍のまち」構想についてですが、3ページの文章の最後にも同様に構想の名前が記載されております。この構想の“「 」かっこ”のつけ方ですが、「生涯活躍のまち」という名前の構想という意味でこのような表記なのか教えていただけますか。

本多課長： 当日配付資料2の表題に書かれている、この“「 」かっこ”の位置は、生涯活躍のまちに“「 」かっこ”がつく現在の表記が正しいものでございます。

委員長： わかりました。固有名詞に当たるので、3ページの生涯活躍のまちにも“「 」かっこ”がついていた方が読みやすいと考えます。これは、後のページにも登場しておりますが、どういたしますか。

本多課長： 委員長がおっしゃるように、生涯活躍のまちに“「 」かっこ”をつける表記で揃えさせていただきます。

委員長： 私からは以上です。他にご質問はございますか。

石井委員： 質問させてください。前回は指摘したのですが、公用文の表記の仕方について、1ページの法律根拠がありますが、例えば、「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下、障害者雇用促進法といいます。）」と表記されておりますが、（昭和35年法律第123号。以下、「障害者雇用促進法」といいます。）と表記するのが正しい表記なのではないかと思えます。しつこいようですが、公文書ですので、法制係などの担当部署と協議し、文言の表記は正確なものでお願いしたいと思えます。文書の表現は基礎的な部分ですので、もう一度検討願いたいと思えます。

本多課長： 石井委員のおっしゃられることは、公用文としての規則に則り表記すべきということかと思えます。確かに、条例や要綱などは、石井委員がおっしゃられた表現になろうかと思えます。計画につきましても、法令ではなく、あくまでも計画であり、市民の皆様もご覧になるものでございます。前回の石井委員のご意見も踏まえた上で、このような表現をとらせていただ

いております。以上でございます。

石井委員： 要するに、計画を読むのは市民の皆様で、現在の表記の方が伝わりやすいとお考えになっているわけですね。しかしながら、専門家が見れば、公文書なのにこの表記はいかがなものかと指摘を受け、委員会で議論したことが台無しになってしまうと思いますが、いかがでしょうか。

委員長： ご指摘ありがとうございます。今回のご意見についても、パブリックコメントでお気づきになった市民の方から意見があるかもしれません。事務局の説明としては、わかりやすさを第一に考えての表記にしたということですので、パブリックコメントの中で指摘があるかどうか見てみたいと考えますが、よろしいでしょうか。（委員承認）

委員長： その他にご質問等はありませんか。（特になし）

では、これまでの修正のほかに、新たに修正した方がよいのではないかというご意見があればいただきたいのですが、いかがでしょうか。

石井委員： 私から1点よろしいですか。市役所は、障がい者の法定雇用率を満たしているのでしょうか。

白石室長： 私は、以前職員課におりました。現在の正確な数値というのは把握しておりませんが、障がい者雇用率は達成しておりました。正職員、非常勤職員や臨時職員の方もいらっしゃいますので、障がいのある方を雇用していくことは重要であると考えて取り組んでまいりました。業務内容は障がいの有無に関わらず作業区分を設けておりませんし、正職員の採用については障がい者採用枠を設けて採用しております。当市としては、障がい者雇用率を高めるために他の事業者と同様の努力をしているところでございます。

石井委員： もう1点よろしいですか。21ページの施設入所者の表ですが、表の見方がどうもわかりづらいと思います。表中に「B26」、「B27」、「B28」と表記されておりますし、減少数の欄では、“+（プラス）”、“-（マイナス）”が出てきます。これは、“マイナス”でも「減少数」と表記されるのでしょうか。また、28年度は“プラス”になっています。“プラス”になっていても、「減少数」と表現するのでしょうか。

本多課長： まず、「減少数」の表現ですが、全入所者数196人に対して28年度では195人となり、196人から195人に施設入所者が減少しているため、表現は問題ないと考えております。

永利主査： 私からもご説明させていただきます。施設入所者数の「減少数」については、今回の計画の地域移行の基本目標に関する数値を掲げたものとなっております。例えば、平成26年度については、全入所者数196人から入所者数が198人になっており、施設入所者が2人増えていることから、施設入所者の「減少数」としては減少すべき入所者が2人増えてしまっております。ここで“2”と表してしまうと、「減少数」が“2”となり、減少した入所者の人数が2人という誤った見え方になってしまいます。一見するとわかりにくい表記になってしまっているのですが、施設入所者を地域生活へ移行していこうとする中で、減少すべき入所者数が2人増えてしまっているため、目標値を達成するためには“マイナス”となってしまったという意味合いで“-（マイナス）2”というような表記になっております。

また、「B26」、「B27」、「B28」という表記については、表中の「減少数」を全て“B”で表してしまいますと、目標年度全入所者数である「B」と混同してしまいます。事務局としては、よりわかりやすい表記として“26年のB”、“27年のB”、“28年のB”という意味合いで、「B26」、「B27」、「B28」と表記させていただいております。以上でございます。

委員長： 地域生活への移行者を増やしていきたいというのが目標ですので、目標に対して“プラス”にならなかったのも、“マイナス”という表記になるということですね。そのような表記の仕方はよく目にすることがあります。上の説明文を見ると、この数字の意味が説明されているのでよいと思います。

四條課長： 補足をさせていただきます。今回の目標値は、減少することを目標としたものとなっております。実績値としても、どれだけ減少したかということを目指してしております。その中で、施設入所者が減少していれば、“プラス”になり目標達成との見せ方が可能となるのですが、平成26年度に関しては、基準年の全入所者数の196人に対して198人ですので、施設入所者が増えてしまっている。ただし、減少することが目標になるので、目標達成から遠ざかっているということで、目標達成に向けては“マイナス”というような表現とさせていただきます。

石井委員： 文章を読めば分かりますが、やはり市民や障がいのある方が目にしたときに、わかりやすい表記にさせていただきたいというのが私の希望です。事前に資料が送られており、1ページから最後まで見ましたが、ここだけがどうも理解しにくい部分でした。

委員長： この表記に違和感があるということですね。目指している目標に対してそうならないから“マイナス”という表記は、記述上はよくあることです。よろしいでしょうか。(委員承認)

それでは、他に委員の皆様からご意見等ございませんので、本日晒された案を委員の皆様一致で決定するというところでよろしいでしょうか。(委員承認)

では、この案をもとにパブリックコメントを実施していただきたいと思います。事務局の方々、よろしくお願いいたします。

それでは、次に進みたいと思います。議事(2)パブリックコメントの実施について、事務局から説明をお願いいたします。

永利主査： それでは、私から当日配付資料1「パブリックコメントの実施について」をご説明させていただきます。

パブリックコメントを実施する目的は、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の案を広く市民に公表し、市民から意見等を求め、提出された意見等を考慮して計画を策定するためでございます。

次に、パブリックコメントを行う根拠は、「江別市市民参加条例」でございます。

次に、実施の期間は、平成29年12月26日から平成30年1月25日までとなっております。

次に、提出の方法は、持参、郵送、ファックス及び電子メールでございまして、匿名や電話での受付は原則いたしません。

また、配付場所については、資料にございます計14箇所を予定しております。この他、市の広報1月号及び市ホームページにも掲載をさせていただき予定でございます。

パブリックコメントの実施についての説明は、以上でございます。

委員長： 今の説明について委員の皆様からご意見・ご質問はございませんか。(特になし)

では、私から2点あります。1点目は、この資料は市民の皆様に表示されるものでしょうか。

本多課長： この資料は、委員の皆様にはパブリックコメントをする目的等を説明するためのもので、実際にパブリックコメントを実施するときに市民の皆様にお示しするものではございません。

委員長： 公表されるものでなければ、私からの以降の質問は結構です。

本多課長： パブリックコメントを実施する際には、計画案と募集案内が配付されます。募集案内につ

いては、表現についても十分注意して作成したいと思っております。

四條課長： 補足させていただきます。当計画のパブリックコメントについてですが、健康福祉部におきまして、同時期に4本のパブリックコメントを実施することとなっております。当計画の他に高齢者総合計画、データヘルス計画、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて実施いたします。パブリックコメントを実施するにはフォーマットを統一し、市民の皆様に見募集のご案内を実施する予定となっております。

委員長： 追加でもう1点、よろしいでしょうか。1月の広報にも掲載するというのですが、1月の広報は概ね何日ごろ市民の皆様が届くのでしょうか。

四條課長： 一般的に、12月の最終週には、各地域の自治会の班長のところに届きます。早いご家庭では年内に届き、遅くとも年明け間もない頃にはお手元に届いているという見込みでございます。

委員長： ありがとうございます。パブリックコメントの実施期間に影響はないという理解でよろしいですね。その他、委員の皆様からよろしいでしょうか。(特になし)

次第3「その他」について委員の皆様からご意見があれば伺います。(特になし)

それでは、事務局からお願いいたします。

宮崎係長： 次回策定委員会の日程についてでございますが、パブリックコメントが1月下旬まで実施されます。よって、パブリックコメント実施後に次回の策定委員会を開催させていただきたいと考えております。

日程につきましては後日調整をさせていただきますが、来年2月16日金曜日又は23日金曜日のいずれかで調整をさせていただきたいと考えております。ご予約の確認をお願いいたします。

委員長： では、委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

以上で、本日協議する議事はすべて終了いたしました。どうもありがとうございました。